

後期高齢者医療特別会計〔市民生活部 保険年金課 所管〕

1. 概要

高齢者医療費を中心に国民医療費が増大するなか、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢社会に対応した仕組みとして、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度として、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設された。

運営主体は、全市町村が加入した「茨城県後期高齢者医療広域連合」が行い、財政運営の広域化及び安定化を図る。

2. 歳入の状況

(単位:千円、%)

款	項	平成29年度		平成28年度		増減額	増減率
			構成比		構成比		
1. 後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	330,205	73.9	295,173	72.1	35,032	11.9
2. 使用料及び手数料	手数料	83	0.0	86	0.0	△3	△3.5
3. 繰入金	他会計繰入金	106,010	23.7	107,851	26.3	△1,841	△1.7
4. 繰越金	繰越金	2,167	0.5	59	0.0	2,108	3,572.9
5. 諸収入		8,505	1.9	6,647	1.6	1,858	28.0
	延滞金、加算金及び過料	115	0.0	95	0.0	20	21.1
	償還金及び還付金	1,648	0.4	288	0.1	1,360	472.2
	受託事業収入	6,145	1.4	5,887	1.4	258	4.4
	雑収入	597	0.1	377	0.1	220	58.4
歳入合計		446,970	100.0	409,816	100.0	37,154	9.1

3. 歳出の状況

(単位:千円、%)

款	項	平成29年度		平成28年度		増減額	増減率
			構成比		構成比		
1. 総務費		12,344	2.8	12,399	3.0	△55	△0.4
	総務管理費	9,476	2.1	9,602	2.3	△126	△1.3
	徴収費	2,868	0.7	2,797	0.7	71	2.5
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	432,176	96.8	394,961	96.9	37,215	9.4
3. 諸支出金	償還金及び還付金	1,649	0.4	289	0.1	1,360	470.6
歳出合計		446,169	100.0	407,649	100.0	38,520	9.4

4. 収支の状況

(単位:千円)

区分	金額
1. 歳入総額	446,970
2. 歳出総額	446,169
3. 歳入歳出差引額	801
4. 実質収支額	801

5. 収納状況

(単位:円、%)

区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
特別徴収保険料	198,294,300	198,316,100	0	△21,800	100.0
普通徴収保険料	136,883,700	131,889,000	563,900	4,430,800	96.4
合 計	335,178,000	330,205,100	563,900	4,409,000	98.5

※特別徴収保険料の収入済額は、過誤納金還付未済額 21,800 円を含む。

○後期高齢者医療事務に要する経費 (01010101) 9,475,856 円 (9,602,583 円) 決算書 P412
 〈その他:6,742,426 円 一財:2,733,430 円〉

*特定財源積算根拠

- ・諸収入:健康診査受託収入 6,145,140 円
- ・諸収入:後期高齢者医療制度特別対策補助金 597,286 円

(目的)

後期高齢者医療事業の適正な執行に努め、事業の安定運営を図る。

(内容)

後期高齢者医療の事務執行に要する事務費、健康診査委託料等。

(効果)

健康診査等を行うことにより、健康に対する意識を高めることができた。

○保険料徴収事務に要する経費 (01020101) 2,868,147 円 (2,796,684 円) 決算書 P412
 [総務部 総務課 所管 1,689,714 円含む]

〈その他:82,300 円 一財:2,785,847 円〉

*特定財源積算根拠

- ・手数料:督促手数料 82,300 円

(目的)

後期高齢者医療の適正な保険料徴収事務に努め、事業の安定運営を図る。

(内容)

後期高齢者医療の保険料徴収事務に要する物件費、電算処理システム等。

(効果)

保険料徴収の適正化に努めた。

○保険料納付に要する経費 (02010101) 432,175,304 円 (394,960,465 円) 決算書 P414
 〈その他:432,175,304 円〉

*特定財源積算根拠

- ・保険料:保険料 330,087,000 円
- ・繰入金:保険基盤安定繰入金(保険料軽減分) 101,989,504 円
- ・諸収入:被保険者延滞金 98,800 円

(目的)

後期高齢者医療制度の財源(保険料)を納付することにより、被保険者が必要な医療を受けることができ、高齢者福祉の増進を図ることができる。

(内容)

保険料納付金 330,087,000 円
 延滞金納付金 98,800 円
 保険基盤安定納付金 101,989,504 円

(効果)

構成市町村として、後期高齢者医療制度の安定的な財政運営に帰している。

・賦課内容

	均等割額	所得割率	限度額
28・29年度	39,500円	8.0%	570,000円

※ (前年の総所得金額等－基礎控除 33万円) ×8.0%